

参 考 資 料

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例	…	210 ページ
琴浦町における「人権教育」	…	211 ページ
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	…	213 ページ
琴浦町男女共同参画推進条例	…	215 ページ
「琴浦町人権・同和教育に関する意識調査」の実施経過	…	219 ページ
琴浦町住民意識調査 分析・考察委員名簿	…	220 ページ

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成16年9月1日
条例第125号

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい琴浦町（以下「町」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的に策定し、その推進に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体等との連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、琴浦町差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

琴浦町における「人権教育」

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

琴浦町では平成16年9月1日の町村合併を契機に、町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を制定、人権・同和教育課を設置し積極的に施策を推進してきました。

そして、学校教育や社会教育において同和教育と位置付けていたこの教育及び啓発を「人権・同和教育」と町独自に呼称し、これが定着しています。

国際社会、国そして県の動向が同和教育から人権教育に転換される中、本町の「人権・同和教育」について整理し、改めてその意味を明確にしたいと思います。

1. 同和教育について

同和問題を解決する重要な方策である「同和教育」は戦前、それまでの融和教育に引き続いて昭和16年(1941年)から行政用語として用いられるようになりました。

戦後になり公式に用いられたのは昭和27年(1952年)文部省の次官通達からです。

同和教育については、同和対策審議会答申(昭和40年)の第3部、4.教育問題に関する対策、(1)基本的方針の文中において「同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。(中略。)したがって同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と規定しています。

国はこの同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策事業特別措置法(昭和44年)、地域改善対策特別措置法(昭和57年)、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年)をそれぞれ制定し平成14年3月31日まで特別対策を実施してきました。

2. 同和教育から人権教育へ

特別対策の成果と評価については地域改善対策協議会意見具申、同総括部会報告書(平成8年)が提出されており、報告書の4.今後の重点施策の方向(1)差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進の項目で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の方策の基本的な在り方を示しました。

3. 人権教育について

同年、政府はこの意見具申を受け「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進」することを閣議決定し、人権擁護推進法が制定(平成8年)されました。

さらに、国連10年国内行動計画（平成9年）や人権擁護推進審議会答申（平成11年）等の経過をへて平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

同法の制定が「同和教育」から「人権教育」への大きな転換期となりました。

「人権教育」については同法第2条において「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義していますが、これまで私達が「同和教育」で取組んできた「同和問題」の解決については条文がありません。

4. 人権課題と同和問題について

しかし同法第7条の規定に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年）では、取組むべき人権課題12項目の1つに同和問題を掲げ、文中「地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。((1)～(10)略)」と明記されています。

これは法律により同和教育から人権教育へと呼称が変わっても、同和問題解決への取組みの重要性に変わりのないことを、この基本計画で明らかにしたものです。

5. 人権・同和教育について

本町における同和教育は、憲法に保障された基本的人権に係る課題である同和問題の解決を中心にしながら、差別の現実に深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を問い直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき解決していく取組みへと発展してきた教育です。

こういった経緯を振り返ると、本町においては、同和教育を発展させながら人権教育を行ってきたといっても過言ではありません。

そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定・執行を契機に「同和教育」は再構築され「人権教育」となりました。

しかし、「同和教育」が「人権教育」に変わるにより、「部落差別はなくなった」「部落問題を勉強する必要はない」など同和問題に対する誤った認識が生まれる可能性があります。

このため、本町の人権教育の推進にあたり、同和問題の解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを再認識し、また周知することが必要です。

これを踏まえ

同和問題はなお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘している事を明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同和教育」とします。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

<参考：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律関係資料>

【衆議院における附帯決議】

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の 21 世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

【参議院における附帯決議】

政府は、「人権の 21 世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

琴浦町男女共同参画推進条例

平成18年9月22日

条例第59号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 琴浦町男女共同参画審議会(第19条—第22条)

第4章 補則(第23条)

附則

急激な少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、これからも豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女それぞれが、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画し、ともに責任を分かち合うことのできる、魅力あふれた社会の実現が不可避である。

このためには、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正し、一切の暴力を許さないなどの男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取り組みが求められている。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が琴浦町として求められている。

このような認識のもと、男女の共同による、心豊かで魅力ある琴浦町のまちづくりのために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 男女の性別または性的指向にかかわらず、すべての人の、人権が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (4) 町における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進にあたっては町民及び事業者等と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、琴浦町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために、必要な情報収集及び調査研究を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者等が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第15条 町の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び性別による権利侵害の申出)

第17条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、1項および2項の規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 琴浦町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第19条 琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「琴浦町人権・同和教育に関する意識調査」の実施経過

期日	会議名等	内容
平成 21 年 12 月 21 日	平成 21 年度第 1 回町あらゆる差別をなくする審議会及び第 3 回町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム合同会議	意識調査の今後の予定等の説明。
平成 22 年 1 月 7 日	平成 21 年度第 4 回 町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム会議	意識調査の実施計画及び旧両町の調査項目から今回調査でも質問する項目の検討。
平成 22 年 1 月 14 日	平成 21 年度第 5 回 町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム会議	素案の検討。
平成 22 年 2 月 5 日	平成 21 年度第 1 回琴浦町合同研究協議会	調査項目について外部機関による検討。 県教育委員会職員、県人権局職員、県人権教育アドバイザー、町プロジェクトチーム代表・副代表と研究協議。
平成 22 年 2 月 26 日	平成 21 年度第 2 回琴浦町合同研究協議会	
平成 22 年 3 月 4 日	平成 21 年度第 2 回町あらゆる差別をなくする審議会及び第 6 回町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム合同会議	意識調査(案)の検討
平成 22 年 3 月 16 日	調査票の郵送	
平成 22 年 3 月 24 日～ 平成 22 年 3 月 30 日	調査票の回収	役場職員による回収
平成 22 年 4～7 月	集計作業	集計及び集計結果の一覧表の作成
平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年度第 1 回 町住民意識調査分析・考察委員会	集計結果一覧表の説明等
平成 22 年 9 月 24 日	平成 22 年度第 2 回 町住民意識調査分析・考察委員会	全体及び属性別(年代別等)の分析・考察の検討
平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年度第 3 回 町住民意識調査分析・考察委員会	全体及び属性別(年代別等)の分析・考察の検討
平成 22 年 11 月 5 日	平成 22 年度第 4 回 町住民意識調査分析・考察委員会	全体及び属性別(年代別等)の分析・考察の検討
平成 22 年 11 月 25 日	分析・考察委員会座長等との検討	調査報告書の構成についての協議
平成 22 年 11 月 26 日	平成 22 年度第 5 回 町住民意識調査分析・考察委員会	調査報告書の構成についての協議 クロス集計の分析・考察の検討
平成 22 年 12 月 14 日	平成 22 年度第 6 回 町住民意識調査分析・考察委員会	クロス集計の分析・考察の検討
平成 22 年 12 月 15 日～ 平成 23 年 3 月 4 日	調査報告書(案)の作成	分析・考察委員会の協議結果をふまえての調査報告書(案)の作成
平成 23 年 3 月 7 日	平成 22 年度第 1 回町あらゆる差別をなくする審議会及び第 5 回町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム合同会議	調査報告書(案)の検討

琴浦町住民意識調査 分析・考察委員名簿

(任期：平成22年8月2日～平成23年3月31日)

No.	区 分	氏 名	主 な 職 名 等	備 考
1	学識経験者	荒益 正信	鳥取県人権教育アドバイザー	
2	町あらゆる差別をなくする審議会	東原 道明	琴浦町人権・同和教育推進協議会啓発推進員	
3	同 上	宇山 眞	前鳥取県人権教育推進協議会長	
4	町人権・同和教育推進協議会	森 静春	部落解放同盟琴浦町協議会議長 (同協議会副会長)	
5	町学校・幼稚園・保育園関係代表	齋尾 宏伸	赤碕小学校長 (町人権・同和教育推進協議会学校幼保部会長)	副座長
6	町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム	長尾 敏正	商工観光課係長 (同チーム副代表)	座長
7	同 上	山根 利恵	総務課係長	
8	町教育委員会	永田 武	琴浦町教育委員会教育長	
9	同 上	福本 輝夫	琴浦町人権教育推進員	
10	同 上	中江 美紀	琴浦町人権教育推進員	

第1回 琴浦町人権・同和教育に関する意識調査報告書

平成23年（2011年）3月発行

発行：琴浦町

事務局：琴浦町教育委員会事務局 人権・同和教育課

〒689-2303

鳥取県東伯郡琴浦町徳万266-5

琴浦町生涯学習センター まなびタウンとうはく内

電話（0858）52-1162

FAX（0858）52-1122
